

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号から第四号まで及び第六号を除く。)に掲げる事項(第一項第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 [略]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十六 [略]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 [同上]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十六 [同上]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

附則
この府令は、公布の日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府
財務省令第一号
経済産業省
株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)及び関係法律の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
内閣府
財務省
経済産業省

第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 二 [略]</p> <p>三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次号及び第三項並びに第六十四条の二において「契約変更書面」という)を交付しているとき。</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十九条 [同上]</p> <p>一 二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次号及び第六十四条の二において「契約変更書面」という)を交付しているとき。</p>